

現場説明書

特記事項 1

工事名：R 6 企総管 勝浦発電所 水車発電機改良及び内部点検手入れ工事（継続費）

法令及び規格

1 諸法令の遵守

受注者は、本工事の施工にあたり、次に掲げる関係法令及び工事に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- (1) 電気設備技術基準
- (2) その他関係法令等

2 適用規格

本工事における設計、製作及び材料等の品質規格は、設計書に定めるもののほか、次に掲げる規格に適合したものとする。ただし、監督員が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 日本産業規格（JIS）
- (2) 電気規格調査会標準規格（JEC）
- (3) 日本電機工業会規格（JEM）
ただし、交流の相色別及び盤内配線の電線被覆の色別については、旧規格を使用する。
- (4) 日本電線工業会規格（JCS）
- (5) 日本産業機械工業会規格（JIMS）
- (6) 電気共同研究（（一社）電気共同研究会）
- (7) その他関係規格、基準等

書類関係

1 図書の承諾

受注者は、次に掲げる図書を指定期日までに提出し、機器の設計・製作及び検査を実施する前に監督員の承諾を得なければならない。

- | | | |
|---|-------------|------|
| (1) 主要設計計算書 | 仕様決定後速やかに | 3部 |
| (2) 図面類 | 設計完了後速やかに | 3部 |
| (部品図、組立図、外形図、配置図、改造図、接続図、展開接続図及び配管系統図等) | | |
| なお、A3を超えるサイズはA3サイズに縮小して指定部数提出するものとする。 | | |
| (3) 納入機器及び材料の仕様 | 設計完了後速やかに | 3部 |
| (4) 現場及び工場試験検査要領書 | 検査予定30日前までに | 3部 |
| (5) その他監督員が指示する図書 | | 必要部数 |

2 提出書類

受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】に基づいて作成した成果品（正・副2部）を提出する。また、次に掲げる図書については電子データによる納品を基本とするほか、紙媒体により指定期日までに指定部数を提出しなければならない。

- | | | |
|-------------|---------------|----|
| (1) 施工計画書 | 現場工事着手30日前までに | 2部 |
| (2) 現地施工要領書 | 現場工事着手30日前までに | 2部 |

現場説明書

特記事項 2

工事名：R 6 企総管 勝浦発電所 水車発電機改良及び内部点検手入れ工事（継続費）

（新規取替、工場修理、現地点検手入れ、点検及び測定シート等）

(3) 工事打合せ議事録（電子メール等を活用しない場合）	打合せ後 7 日以内	2 部
(4) 月間及び週間工程表	各工程打合せの前日まで	3 部
(5) 工事日報	毎翌日	1 部
(6) 輸送計画書（品名、搬入出、輸送経路等）	輸送 15日前までに	1 部
(7) 据付記録（速報）	実施後 3 日以内	2 部
(8) 検査及び試験記録（速報）	実施後 7 日以内	2 部
(9) 工事写真	工事しゅん工検査請求日までに	2 部
(10) 完成図書	工事しゅん工検査請求日までに	4 部

ア 完成図面

（部品図、組立図、外形図、配置図、改造図、接続図、展開接続図及び配管系統図等）

なお、A3を超えるサイズはA3サイズに縮小して指定部数提出するものとする。

イ 施工計画書及び工程表

ウ 工事報告書（技術連絡書、不良箇所、修理報告書、次回推奨事項等）

エ 据付記録

オ 測定、試験及び検査記録（工場及び現場）

カ 成績書及びミルシート

キ 取扱説明書及びカタログ

ク 機器点検シート及び管理周期一覧

ケ 強度、重量及び数量計算書並びに参考資料一式

コ その他監督員が指示する項目

なお、完成図書のスタイルは、監督員の指示による。

（11）その他監督員が指示する図書

必要部数

設計及び製作

1 一般事項

- (1) 各機器は使用条件を満足し、かつ既設備・各機器と十分に協調のとれたものとするとともに、保守が容易で耐久性に優れた信頼性の高いものでなければならない。
- (2) 各機器の製作にあたっては、耐震性及び耐雷性を考慮しなければならない。
- (3) 各機器は地球環境を考慮し、できる限り将来リサイクル可能な材料を選定するとともに、設計においては十分配慮しなければならない。
- (4) 各機器を構成する部品、材料及び機器間の接続材料等は、適用規格及び技術基準に適合した信頼性の高いものを使用しなければならない。
なお、規格の適用されないものについては、特に厳選されたものを使用しなければならない。
- (5) 各機器の設計及び製作にあたっては、現場の状況を十分に調査のうえ、寸法等を決定しなければならない。また、製作部品及び購入部品については、現場工事に間に合うよう余裕を持って手配しなければならない。
- (6) 製作完了後、工場内で諸試験を行い、不適当な箇所が発見された場合は、直ちに修正又は取替

現場説明書

特記事項 3

工事名：R 6 企総管 勝浦発電所 水車発電機改良及び内部点検手入れ工事（継続費）

を行い、支障のないことを十分確かめなければならない。

- (7) 配管類は、種類毎に色分け塗装し、ステンレス鋼管のように塗装不要なものについては、その一部に管種表記を適所に行うものとする。また、流れ方向を管表面に記すものとする。
なお、バルブには目的、使用号機、バルブ番号及び常時状態を円形板又は吊り札により表記するものとする。
- (8) 本説明書に記載なき事項であっても、機器の機能上具備すべき必要事項については、当然これを充足するものでなければならない。

2 機器の仕様

各機器は、次の仕様を満足するものとする。

(1) 共通事項

- ア 各機器は、個々に特性試験を実施し、合格したものでなければならない。
- イ 各機器は、品名、型式、製造年月日及び製造者名等を銘板にて表示しなければならない。
ただし、監督員が認めたものについては、この限りでない。
- ウ 各機器は、操作が簡単で保守点検や分解点検に便利な構造とし、異常時の処置が安全かつ容易な構造としなければならない。
- エ 各機器は、長期にわたり安定動作する信頼性の高いものとともに、交換周期の長い部品を使用するなど、ランニングコストを抑えたつくりとする。
- オ 各機器は、設置に際して周囲に十分な作業スペースが確保出来るような寸法、構造とする。
- カ 各機器の据付けに当然必要なボルト、ナット、パッキン、ライナー、支持金物、電線及び電材等は、その機器の一部とするものとする。
なお、材質は指示無き場合ステンレス製を採用するものとする。
- キ 新製する鋼製配管及びそれらの配管に接続される弁類、ボルト及びナット類並びに支持金物、ストレーナ本体の材質は、特記無き場合はステンレス製とする。

(2) 既設機器の仕様

既設機器の仕様は、次に掲げる要項によるものとする。

- ア 発電機の改良及び内部点検手入れ要項
- イ 水車の改良及び内部点検手入れ要項
- ウ 制御装置の内部点検手入れ要項

現場工事

1 一般事項

- (1) 受注者は、本工事の現場作業の着手に際し、あらかじめ作業手順及び施工方法について監督員と協議を行わなければならない。
- (2) 受注者は、工事工程表のとおり施工するよう工程管理に対する努力を怠ってはならない。ただし、天候の悪化等の条件により日程及び作業時間を変更せざるを得ない場合については、この限りではない。また、週間工程打合せを監督員の指示する曜日に実施するものとする。
- (3) 受注者は、現場工事の施工に際し、必要資格を有する専門技術員を配置するものとする。また、

現場説明書

特記事項 4

工事名：R 6 企総管 勝浦発電所 水車発電機改良及び内部点検手入れ工事（継続費）

本工事に関して十分な経験を有する技術員が適用規程等を遵守のうえ施工し、工事対象外設備の運用に支障を及ぼすことのないよう留意しなければならない。

なお、専門技術員とは、全ての技術部門を統括する総括責任者及び当該機器の技術指導員のことを指し、それぞれ配置し、工事期間中は常駐するものとする。

- (4) 現場工事に必要な測定及び調査は、すべて受注者の責任において行い、その不良による手戻りを生じた場合は、受注者の負担により解決しなければならない。
- (5) 施工設備機器の運転、停止、開閉操作等は原則受注者の責任において行うものとする。また、施工設備機器の運転、停止に伴い、それに附帯する機器類のロック等（運転、停止等）も行うものとする。
- (6) 受注者は、本工事に必要な荷受け等の場所として構内を使用する場合は、事前に監督員の許可を得て使用し、許可された場所以外を使用してはならない。
- (7) 受注者は、現場工事車両数を必要最小限のものとし、車両は定められた場所以外に駐車してはならない。
- (8) 設備の分解・組立に際し、発電所専用備付治具以外に必要な工具及び治具類は、事前に確認のうえ準備し、発注者の治具及び工具は、監督員の許可なく使用してはならない。また、使用の際には受注者の責任において十分点検することとする。
- (9) 本工事中に受注者は、既設建造物及び諸設備に損傷を与えないように留意しなければならない。万一損傷を与えた場合は、監督員の指示に従い受注者の責任において、原形復旧を行うこととする。
- (10) 本工事中に受注者は、作業の安全性確保のため、表示板、安全区画等の対策を講じなければならない。
- (11) 本工事により不良箇所が発見された場合、受注者は速やかに監督員に報告し、その処置について協議することとする。ただし、軽微なものについては、受注者の負担にて補修するものとする。
- (12) 受注者は、現場作業員への風紀及び衛生の取締り及び火災、盗難等の事故発生防止について十分に注意しなければならない。
- (13) 受注者は、現場作業員喫煙者に対し喫煙所を設け、その場所以外での喫煙を禁止する。また喫煙所以外の作業現場に煙草及びライター等の火気の持ち込みを禁止する。
- (14) 危険物の取扱い及び仮置きには十分注意し、定められた対策を講じるものとする。
- (15) コンクリート削孔等の際には、コンクリート強度及び鉄筋や埋設配管の位置を十分検討するものとする。
- (16) 撤去に際しては、支持金物及びアンカー等も残さず撤去するものとする。また、撤去跡の補修塗装も行うものとする。
- (17) 新製する配管には、酸洗い、フラッシング及び耐圧試験を行うものとする。
- (18) 全配管組立終了後には、使用油の適切な等級管理を行うものとする。
なお、操作油については、組立後の油通し直後のゴミを集油槽もどり配管前で取り除く等適切な等級管理を行うものとする。
- (19) 主要部のボルト類締付けに際しては、適正な締付けトルクの管理を行うものとする。

現場説明書

特記事項 5

工事名：R 6 企総管 勝浦発電所 水車発電機改良及び内部点検手入れ工事（継続費）

- (20) 各圧力計においては、指示値を確認するとともに、圧力取出し管の詰まりがあれば詰まりを解消すること。また必要に応じて監督員と協議し、圧力計の点検を行うこと。
- (21) 施工対象機器に附帯する配管・機器等において漏れ・キャビテーションが発見された場合、点検及び増締め等の処置を行うものとする。また必要に応じて監督員と協議し、部材の手入れ、取替えを行うこと。
- (22) 本工事で取替えた機器等で、予備品として保管するものについては、監督員の指示する場所に集めておくものとする。
- (23) 受注者は、発電所建屋内でグラインダ作業及び溶接作業等を行う際は、防火、防煙及び防塵等の対策を講じなければならない。
- (24) 受注者は、本工事の現場作業に着手後、現地での作業を長期間離れる際は、発電機及び水車等に関して、吸湿、絶縁劣化、発錆等を防止する保管対策を講じるものとする。
- (25) 受注者は、工事終了後、速やかに工事現場の整理、整頓を行わなければならない。

2 現場工事概要

本工事における工事概要は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 発電機の改良及び内部点検手入れ
- (2) 水車の改良及び内部点検手入れ
- (3) 制御装置の内部点検手入れ

3 現場工事詳細

現場工事の詳細は、次に掲げる要項及び内容によるものとする。

- (1) 発電機の改良及び内部点検手入れ要項
- (2) 水車の改良及び内部点検手入れ要項
- (3) 制御装置の内部点検手入れ要項
- (4) 塗装
 - ア 工事対象機器の塗装を実施する。
 - イ 水車ケーシング及び水車ステーベンは、3種ケレンA、下塗（変性エポキシ樹脂塗料）、上塗（タールフリー変性エポキシ樹脂塗料）を行うものとする。
 - ウ 上記の他は、4種ケレン、上塗（長油フタル酸樹脂塗料）を行うものとする。
 - エ 色調は、各機器の既設色に合わせるものとする。
 - オ 塗装及び素地調整の際は、ケレン片等が飛散しないように養生を行うものとする。

検査及び試験

1 工場検査及び試験

次に掲げる機器については、工場検査及び試験の結果を監督員に提出し、了承を得た後、現場へ搬出するものとする。

- (1) 次に掲げる要項において、監督員が指示するもの。
 - ア 発電機の改良及び内部点検手入れ要項

現場説明書

特記事項 6

工事名：R 6 企総管 勝浦発電所 水車発電機改良及び内部点検手入れ工事（継続費）

イ 水車の改良及び内部点検手入れ要項

ウ 制御装置の内部点検手入れ要項

(2) その他監督員の指示する項目

2 現場立会検査及び試験

現場立会検査及び試験は、次に掲げる項目について行うものとする。

なお、その結果不合格と判断されたものについては、速やかに改善又は補充し、再検査等を受けなければならない。

(1) 検査及び試験内容

ア 員数検査

(ア) 各品目について、型式、数量、寸法等の確認を行う。

イ 次に掲げる要項において、監督員が指示するもの。

(ア) 発電機の改良及び内部点検手入れ要項

(イ) 水車の改良及び内部点検手入れ要項

(ウ) 制御装置の内部点検手入れ要項

ウ その他監督員の指示する項目

(2) クレーン再荷重試験

ア 天井クレーン再荷重試験（現地施工前）

(ア) 発注者にて実施しているクレーン性能検査で合格した許可荷重以上のものを吊る場合は、事前に再荷重試験を受検し、許可荷重を引上げておかなければならない。

(イ) 再荷重試験を実施する場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

a 再荷重試験にかかる受検費用は、発注者が負担するものとする。

b 再荷重試験で使用するウェイト及び吊り具は、受注者が用意するものとする。

c 再荷重試験で使用するウェイトは、5 t を見込んでいる。

イ 天井クレーン再荷重試験（最大負荷時）

(ア) 最大荷重（ロータ）吊上げ時には、再荷重試験を受検しなければならない。

(イ) 再荷重試験にかかる受検費用は、発注者が負担するものとする。

(ウ) 最大荷重（ロータ）吊上げ時には、クレーンのたわみ測定を実施し、後日点検シートを監督員に提出すること。

(3) その他監督員の指示する項目

その他

1 土地の使用

本工事中に、現場事務所設置及び材料保管などのために構内の土地等を使用する場合は、「行政財産使用許可申請書」を提出しなければならない。

なお、使用する行政財産については発注者が確保し、提供するものとする。

2 工事機材の使用

現場説明書

特記事項 7

工事名：R 6 企総管 勝浦発電所 水車発電機改良及び内部点検手入れ工事（継続費）

次の機材については発注者が確保し、提供するものとする。

(1) 天井クレーン（主巻／30t、補巻／10t）

ア 使用に際しては、受注者の責任において使用すること。

イ 使用前後及び作業開始前に諸法令に定める点検を実施し、後日点検シートを監督員に提出すること。

(2) 特殊分解工具類

ア 使用に際しては、受注者の責任において十分に点検し使用するものとする。

3 支給品

本工事の施工に必要な工事用電力及び工事用水を支給するものとする。ただし、使用にあたっては、監督員の指示する場所から取り出すものとする。

現場説明書

特記事項8

工事名:R6企総管 勝浦発電所 水車発電機改良及び内部点検手入れ工事(継続費)

工 程

1 他工事等との調整 (対象 有)

本工事の現地施工期間中(令和8年9月～令和9年3月)に、別途勝浦発電所での工事を発注予定であり、本工事と施工箇所が近接するため、仮設設置及び工程調整が必要な場合は、受注者間及び監督員と協議すること。

2 施工の制限(対象 有)

本工事の現場施工にあたっては、監督員の指示(指示予定日:令和8年9月末)があるまで施工してはならない。この予定の変更に伴い工期変更の必要が生じる場合には、監督員と協議することができる。

3 作業時間帯(対象 無)

4 工事履行報告書(対象 無)

5 その他(対象 有)

停電予定期間は、令和8年9月から令和9年3月のうち監督員の指示する連続178日間を見込んでいる。なお、この期間内に有水試験を含むものとするが、河川状況により実施できない場合は監督員と協議のうえで、指定する日に実施するものとする。

用 地 関 係

1 ブロック製作ヤード(対象 無)

2 仮置ブロック(対象 無)

支 障 物 件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

1 支障物件の事前調査(対象 無)

2 支障物件の撤去(対象 無)

3 立木の置き場所(対象 無)

4 その他(対象 無)

公 害 対 策

1 事業損失防止対策(対象 無)

2 濁水処理(対象 無)

3 低騒音型・低振動型建設機械(対象 無)

4 六価クロム溶出試験(対象 無)

安 全 対 策

現場説明書

特記事項9

工事名:R6企総管 勝浦発電所 水車発電機改良及び内部点検手入れ工事(継続費)

1 交通安全施設等(対象 無)

2 交通誘導警備員(対象 有)

本工事の交通誘導警備員は次のとおり見込んでいる。なお、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

必要日数	1日
交通誘導警備員 B	3人(交替要員無し)

3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 有)

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

4 電力施設防護管(対象 無)

建設副産物

1 建設発生土の利用(対象 無)

2 建設発生土の搬出(対象 無)

3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 有)

- 1 受注者は、本工事の施工により発生する次の建設副産物について、再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設(再資源化施設)へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について、監督員と協議するものとする。
- 3 自己処理を希望する場合は、監督員と協議するものとする。
- 4 受入先との協議の結果、再資源化が困難である場合は、監督員と協議するものとする。

	スクラップ (有価物)	廃油	木材	汚泥	その他
対象物	○	○			

4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)

5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)

6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)

7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)

8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)

9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)

10 一般廃棄物の搬出(対象 無)

11 根株等の利用(対象 無)

12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

工事用道路

1 工事用道路等の補修(対象 無)

現場説明書

特記事項10

工事名:R6企総管 勝浦発電所 水車発電機改良及び内部点検手入れ工事(継続費)

仮 設 備

- 1 床掘(対象 無)
- 2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)
- 3 仮設防護柵工(対象 無)
- 4 仮縫切り(土留)(対象 無)
- 5 鋼矢板二重縫切(対象 無)
- 6 水替施設(対象 無)
- 7 異常出水の処置(対象 無)

そ の 他

- 1 図面の電子納品(対象 無)
- 2 標準断面図板設置の省略(対象 有)

本工事は、標準断面図板の設置を省略する。

- 3 しゅん工標設置の省略(対象 有)

本工事は、しゅん工標の設置を省略する。

- 4 施工計画書(対象 無)

※受注者は、当該項目の対象の有無に関わらず、当初請負対象金額が5,000万円以上の工事及び低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事(低入札工事)においては、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

- 5 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

- 6 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

現場説明書

特記事項11

工事名:R6企総管 勝浦発電所 水車発電機改良及び内部点検手入れ工事(継続費)

- 7 コンクリートの単位水量の測定(対象 無)
- 8 セメント・モルタル吹付(対象 無)
- 9 水抜孔(対象 無)
- 10 種子吹付(対象 無)
- 11 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)
- 12 使用材料の品質、規格、性能等(対象 無)
- 13 LED道路・トンネル照明灯の品質、規格、性能等(対象 無)
- 14 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)
- 15 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)
- 16 新技術の活用について(対象 無)
- 17 アスファルト舗装工事(施工途中の交通開放)(対象 無)
- 18 橋梁修繕工事(伸縮装置取替)(対象 無)
- 19 各種様式

各種様式については、下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009091500237>